

介護予防・日常生活支援総合事業実施計画【通所型】

基準		旧介護予防通所介護に相当するサービス	多様なサービス
サービス種別		通所介護相当サービス	通所型サービスA(緩和された基準による通所型サービス)
サービス内容		○旧の介護予防通所介護と同等のサービス内容	○旧の介護予防通所介護の基準よりも緩和した基準によるサービス ○高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動 ○基本的に身体介助(排泄・食事・入浴の介助)の提供は行わない
対象者とサービス提供の考え方		要支援認定者及びチェックリスト該当者	要支援認定者及びチェックリスト該当者
		○現状、サービスを利用しており、今後も継続が必要と判断されるケース ○要支援認定者	○軽度認知症、閉じこもり、うつ等のリスクがある方 ○利用者同士の交流、レクリエーションを行う ○お風呂の利用(見守りのみ)
事業の実施方法		○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)	○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)
通所型サービス	人	・管理者* 常勤 専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 *支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の兼務に従事可能。	・管理者 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.1以上 *支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の兼務に従事可能
	設 備	・食堂 ・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
	運 営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持 ・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持 ・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者		○通所介護相当サービス事業者の従業者	○通所型サービスA事業者の従業者
ケアマネジメント		○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA	○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA
個別サービス計画		○作成必須	○作成必須
ケア会議		○実施	○実施
計画期間		○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)	○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)
単 価		別表(第6条関係)参照	別表(第6条関係)参照
単位設定根拠		○単価及び加算については国基準に基づく (加算:生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、栄養スクリーニング加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算)	○単価及び加算については国基準に準ずる (加算:運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、栄養スクリーニング加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算)
利用者負担		○1割(一定以上の所得の利用者には2~3割)以上(昼食代除く)	○1割(一定以上の所得の利用者には2~3割)以上
給付限度額管理		○対象(要支援者→介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→要支援1) ○給付管理は国保連に委託	○対象(要支援者→介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→要支援1) ○給付管理は国保連に委託
単サービス上限		○2回/週(ケアマネジメントによる)	○2回/週(ケアマネジメントによる)
事業所への支払い方法		○国保連経由で、審査・支払	○国保連経由で、審査・支払